# 住宅ローン減税制度の延長及び拡充「所得税・個人住民税」

## 平成25年度税制改正概要

- 適用期限(現行:平成25年末)を平成29年末まで4年間延長
- 平成26年4月から平成29年末までの措置として、最大控除額を一般住宅は400万円 (現行200万円)に、長期優良住宅及び低炭素住宅は500万円(現行300万円)に拡充するとともに、住民税からの控除上限額を13.65万円(現行9.75万円)に拡充
  - ※住宅ローン減税制度とは

金融機関等から返済期間10年以上の住宅ローンを受けて住宅の新築・取得又は増改築等をした場合、10年間、各年末の住宅ローン残高の一定割合を所得税額から控除する制度

### !!ご注意いただきたい点!!

- ➢ 改正後の措置は、当該住宅取得に係る消費税率が8%又は10%の場合に限って適用されます。
- ➤ このため、消費税の経過措置により旧税率(5%)が適用される場合や個人間(媒介)の中古住宅売買(消費税が非課税)の場合は、
  その入戸時期を関わず、現行の管置
  (一般住宅の場合:借入限度額2,000万円、住民税からの控除上限額9.75万円)
  が開きれますので、ご注意下さい

## 一般の住宅

(注)赤字部分は、現行措置との変更点を指す

#### 【現行】

入居時期	借入 限度額	控除率	控除 期間	最大 控除額	住民税からの 控除上限額
H25~H26.3	2,000万円	1.0%	10年間	200万円	9.75万円

## 【改正後】

入居時期	借入 限度額	控除率	控除 期間	最大 控除額	住民税からの 控除上限額
H26.4~ H29.12	4,000万円	1.0%	10年間	<u>400万円</u>	<u>13.65万円</u>

## 長期優良住宅 低炭素住宅

(注)赤字部分は、現行措置との変更点を指す

## 【現行】

入居時期	借入 限度額	控除率	控除 期間	最大 控除額	住民税からの 控除上限額
H25~H26	.3 3,000万円	1.0%	10年間	300万円	9.75万円

## 【改正後】

入居時期	借入 限度額	控除率	控除 期間	最大 控除額	住民税からの 控除上限額
H26.4~ H29.12	5,000万円	1.0%	10年間	500万円	13.65万円

#### ◆主な要件

- ①その者が主として居住の用に供する家屋であること
- ②住宅の引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
- ③床面積が50㎡以上であること
- ④店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
- ⑤借入金の償還期間が10年以上であること
- ⑥既存住宅の場合、以下のいずれかを満たすものであること(一般住宅のみ)
  - i )木造 …築後20年以内 マンション等…築後25年以内
  - ii)一定の耐震基準を満たすことが証明されるもの
  - iii) 既存住宅売買瑕疵保険に加入していること
- ⑦年収が300万円以下であること
- ⑧増改築等の場合、工事費が100万円以上であること

等

#### ◆適用を受けるために必要なこと

確定申告の際、以下の書類又はその写しを税務署に提出してください。(給与所得者の場合には、翌年以降、年末調整で控除を受けることが可能です。)。

#### 【一般住宅の場合】

- ①明細書
- ②住民票
- ③残高証明書
- ④登記事項証明書、請負契約書、売買契約書等(家屋の新築又は取得年月日、家屋の新築工事の請負代金又は取得対価の額、家屋の床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類)
- ⑤給与等の源泉徴収票※
  - ※給与所得者の場合
- ⑥耐震基準適合証明書、住宅性能評価書(耐震等級が1、2又は3であるものに限る) <u>又は</u> 既存住宅売買瑕疵保険付保証明書\*
  - ※中古住宅(木造:築20年超、マンション等:築25年以上のもの)を取得する場合のみ。

#### 【長期優良住宅・低炭素住宅の場合】

- 1明細書
- ②住民票
- ③残高証明書
- ④登記事項証明書、請負契約書、売買契約書等(家屋の新築又は取得年月日、家屋の新築工事の請負代金又は取得対価の額、家屋の床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類)
- ⑤給与等の源泉徴収票※
  - ※給与所得者の場合
- ⑥長期優良住宅認定通知書又は低炭素建築物新築等計画認定通知書
- ⑦住宅用家屋証明書※
  - ※保存登記等の際にも、登録免許税の軽減を受けるために必要な書類となっています。 あらかじめ、その写し等を司法書士等から入手しておいてください。
- 注)土地の取得に係る住宅借入金等がある場合には、上記に加えて以下の書類が必要です。
  - ・土地等の登記事項証明書(当該土地等を取得したこと、取得年月日、取得の対価の額を明らかにする書類)
  - ・建築条件付で購入した場合・・・当該土地の分譲に係る契約書の写し等(契約において一定期間内の 建築条件が定められていることを明らかにする書類)
  - ・土地の先行取得をした場合・・・家屋の登記事項証明書等(家屋に抵当権が設定されていることを明らかにする書類)